

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）            第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。            「一〇六 略」            2 「略」            3 前二項の規定にかかわらず、法第五十条の二第一項の登録を受けた者に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。            「一〇七 略」            4 前三項の規定にかかわらず、承認事業者に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。            「一〇五 略」            「5・6 略」            7 法第三十四条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）            第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。            「一〇六 同上」            2 「同上」            3 前二項の規定にかかわらず、法第五十条の二第一項の登録を受けた者に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。            「一〇七 同上」            4 前三項の規定にかかわらず、承認事業者に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。            「一〇五 同上」            「5・6 同上」            7 法第三十四条第三項に規定する不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものは、営業所に備え置く電子計算機の映像面に縦覧に係る説明書類の内容である情報を表示する方法又は電磁的記録に記録されている当該情報を記載した書類による方法とする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。